一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　金屋谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
福井県福井市
　金屋町
　六字徳ケ谷　三二番から三五番まで
　三九番から四五番まで
　四六番一及び四六番二
　四七番から五九番まで
　六〇番一及び六〇番二
　六一番及び六二番
　六三番一及び六三番二
　六四番及び六五番
　五五番地先国有地
　恐神町
　一八字本谷　二八番一及び二八番二
　二九番一及び二九番二
　三〇番及び三一番
　三二番一及び三二番二
　三三番から四二番まで
　四三番一及び四三番二
　四四番及び四五番
　四六番一及び四六番二
　四七番一及び四七番二
　四八番
　四九番一及び四九番二
　五〇番
　五一番一
　三九番地先国有地
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県福井市
　恐神町
　一八字本谷　五一番五　一号
　五二番　二号
　金屋町
　六字徳ケ谷　三八番　三号から五号まで
　三六番一　六号

○国土交通省告示第百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　(一)　切沢川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川の内その接している区間の河川敷
山梨県北杜市須玉町小尾字切沢
　四九三六番三及び四九三六番四
　四九三七番及び四九三八番
　四九四二番一
　四九四三番二
　四九八六番二
　四九八九番三
　ロ　山梨県北杜市須玉町小尾字切沢四九三七番及び四九八九番三の下流筆境を結んだ線から昭和十三年内務省告示第九号で指定した土地の上流端までの区間の河川敷
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　岩崎沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県都留市大幡
　字兵海戸　一四八〇番二　一号から三号まで
　一九六九番四　九号から十四号まで
　一四八〇番三　十五号及び十六号
　一四八〇番五　十七号
　字臼久保　一四七九番内一　四号及び五号
　一四七九番　六号から八号まで

○国土交通省告示第百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　光久谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
京都府船井郡京丹波町安井
　寺西　二番
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
京都府船井郡京丹波町安井
　ブドウ　六二番地先河川敷　一号
　六〇番　二号
　五七番一　三号
　五七番三　四号
　五五番　四十一号
　七一番地先河川敷　四十二号
　四〇番　五号及び六号
　三三番丙　十号、十一号及び十四号
　三三番丙地先河川敷　十五号
　三三番　十八号から二十号まで
　三四番乙　二十一号
　三四番　二十二号及び三十二号
　三二番地先道路敷　二十三号
　三一番地先道路敷　二十四号
　三三番乙の一　二十五号及び二十六号
　三一番　二十九号
　三二番乙　三十号及び三十一号
　三七番一　三十三号から三十七号まで
　三九番地先河川敷　三十八号
　三四番　三十九号及び四十号
　寺西　二番　七号から九号まで、十二号、十三号、十六号、十七号、二十七号及び二十八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　林の谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
京都府宮津市
　字喜多
　小字林ノ谷　二三三番から二四四番まで
　字小田
　小字堀　二八九二番から二八九八番まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
京都府宮津市
　字小田
　小字堀　二三四番五　一号
　二三四番五地先河川敷　六号
　字喜多
　小字林ノ谷　二四四番　二号
　二三三番　三号
　小字城山　一三二六番　四号
　一三二六番地先道路敷　五号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　五万騎川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
京都府宮津市字喜多
　小字五万騎　四番
　六番及び七番
　小字鳥ケ尾　一四四一番及び一四四二番
　一四四二番一
　一四四三番
　一四四三番乙
　一四四四番
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
京都府宮津市字喜多
　小字林ノ谷　二四四番　二号
　二三三番　三号
　小字城山　四号
　一三二六番地先道路敷　五号

○国土交通省告示第百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　水口川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県山鹿市鹿北町多久字茂田井
　二九五〇番一　一号及び十八号
　二九四四番　二号
　二九四三番一　三号及び四号
　二一〇四番五　五号
　二一〇四番一　六号
　二一一三番一　七号及び八号
　三〇八〇番一　九号
　二九四五番二　十号から十二号まで
　三〇七五番　十三号から十七号まで